二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○大阪府公安委員会告示第九十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第百三十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第六十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

鳥取県公安委員会委員長　勝部　芳子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○島根県公安委員会告示第十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

島根県公安委員会委員長　藤田　和雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○岡山県公安委員会告示第八十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

人事異動

公正取引委員会

（近畿中国四国事務所長）内閣府事務官　片桐　一幸
官房付に転任させる（六月三十日）
（経済取引局長）内閣府事務官　岩成　博夫
事務総長に昇任させる
（審査局長）同　大胡　勝
経済取引局長に配置換する
（官房政策立案総括審議官）同　品川　武
審査局長に配置換する
（審査局審査管理官）同　塚田　益徳
官房総括審議官に昇任させる
（官房総括審議官）同　藤井　宣明
官房政策立案総括審議官に配置換する
（経済社会総合研究所総括政策研究官）同　稲熊　克紀
公正取引委員会事務総局審査局審査管理官に転任させる
（官房総務課長）同　南　雅晴
近畿中国四国事務所長に昇任させる
（審査局管理企画課長）同　堀内　悟
官房サイバーセキュリティ・情報化参事官に配置換する
（経済取引局企業結合課長）同　五十嵐俊子
官房参事官（競争環境整備）に配置換する
（官房人事課長）同　天田　弘人
官房総務課長に配置換する